

奈良工業高等専門学校グローバル教育センター規程

平成28年12月6日制定

令和2年10月27日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）にグローバル教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本校におけるグローバル教育の推進を行うことを目的とする。

(セクション)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに次のセクションを置く。

- 一 学術交流セクション
- 二 国際教育セクション
- 三 留学生セクション

2 学術交流セクションは、次に掲げる業務を行う。

- 一 国際的な連携協力に関すること
- 二 国際的な学術交流に関すること
- 三 外国人研究者（本校が雇用する者を除く）・短期留学生の受入・支援に関すること
- 四 その他本校の国際的な学術交流の推進に必要なこと

3 国際教育セクションは、次に掲げる業務を行う。

- 一 国際教育の充実促進に関すること
- 二 国際教育に関する教育プログラムの立案及び運用に関すること
- 三 学生の国際交流に関すること
- 四 その他本校の国際教育の充実促進に必要なこと

4 留学生セクションは、次に掲げる業務を行う。

- 一 正規留学生の受入に関すること
- 二 正規留学生の教育指導に関すること
- 三 正規留学生の生活指導に関すること
- 四 その他正規留学生の受入・指導に必要なこと

(留学生指導部)

第4条 留学生部門に留学生指導部を置く。

2 留学生指導部に関する必要な事項は、別に定める。

(組織)

第5条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長補佐（グローバル教育担当）
- 二 センター長
- 三 副センター長（学術交流セクション）
- 四 副センター長（国際教育セクション）
- 五 副センター長（留学生セクション）
- 六 センター員
- 七 教育研究支援室に所属する技術職員のうち教育研究支援室長が指名する者
- 八 学生課長及び学生課課長補佐
- 九 グローバル教育センター担当事務職員のうち学生課長が指名する者

(センター長)

第6条 センター長は、専任教員のうちから校長が指名する。

2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 校長が必要と認めるときは、センター長に校長補佐（グローバル教育担当）をもって充てることを妨げない。

(副センター長)

第7条 副センター長（学術交流セクション）、副センター長（国際教育セクション）及び副センター長（留学生セクション）は、相互に連携しセンター長を補佐するとともに、それぞれ第3条第1項に掲げるセクションの主担当として任にあたる。

2 前項の各副センター長は、専任教員及び専らグローバル教育を担当する教員のうち校長が必要と認めた者のうちからセンター長が指名する。ただし、専任教員については奈良工業高等専門学校寮務委員会規程（昭和50年4月1日制定）第3条第1項第三号及び第2項に掲げる委員を兼任する。

(センター員)

第8条 センター員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一 寮務主事補

二 専らグローバル教育を担当する教員のうち校長が必要と認めた者

2 前項第二号のセンター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第9条 センターの管理運営に関する事項は、グローバル教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

2 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校国際交流委員会規程（平成20年3月12日制定）及び奈良工業高等専門学校留学生委員会規程（昭和62年1月29日制定・平成20年4月1日改正）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。